平成29年12月26日

大阪府

寝屋川流域総合治水対策の事業評価結果（対応方針）について

寝屋川流域総合治水対策の事業評価について、平成29年度大阪府河川整備審議会での審議を踏まえ、下記のとおり決定した。

記

* **再評価**

［評価事由：①事業採択後5年間未着手、②事業採択後10年経過、③再評価後5年経過、④総事業費の大幅な変更、⑤事業計画の大幅な変更］

　①～④の場合は、再評価（再々評価）調書1）により審議（大阪府建設事業評価調書に準拠）、併せて河川整備計画の進捗状況の確認を実施し、⑤の場合は、河川整備計画（案・変更案）の審議・了承を以て事業評価とする。

1）大阪府河川事業・ダム事業の事業評価「４.再評価（再々評価）調書」参照

**寝屋川流域の治水事業について、「事業継続」とする。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事業名**  **（評価事由）** | **所在地** | **事業内容** | **進捗状況** | **事業費**  **（億円）** | **提示した**  **対応方針**  **（原案）** | **審議結果** | **対応方針** |
| 寝屋川流域  総合治水対策  （③） | 大阪市  守口市  枚方市  八尾市  寝屋川市  大東市  柏原市  門真市  藤井寺市  東大阪市  四條畷市  交野市 | 【流域基本高水流量】  ・河道改修799㎥/s  ・分水路改修345㎥/s  ・遊水地築造338㎥/s  ・地下河川築造280㎥/s  ・流域調節池築造175㎥/s  ※流域対策は評価対象外 | 70% | 約8,877 | 事業継続 | 適切 | **事業継続** |